

問合せ先

税務課 担当：長井

内線：2821

電話：0739（26） 9921

令和 8 年 9 月 4 日

田辺市危機管理局

局長 茨 善行

令和 8 年熊本地震に係る田辺市職員 の派遣について（住家被害認定調査）

平素は、防災施策の推進につきまして多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、住家被害認定調査に従事するため、下記のとおり職員を派遣しますので、報道方より
お願いいたします。

記

【派遣要請の経過】

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局から住家被害認定士の派遣要請があり、田辺市は 9 月 11 日より
現地に向けて出発し、9 月 12 日から 9 月 16 日まで住家被害認定調査に従事することとなりました。

【内容】

1. 派遣先 熊本県宇城市
2. 派遣人員 1 名
3. 派遣期間 令和 8 年 9 月 11 日（金）～ 9 月 17 日（木）
 - ・ 9 月 11 日（金） 移動日 田辺市を出発し、熊本県へ向け移動
 - ・ 9 月 12 日（土）～ 9 月 16 日（水）
熊本県宇城市において住家被害認定調査に従事（活動地点は現地での要請による）
 - ・ 9 月 17 日（木） 熊本県を出発し、田辺市へ到着